東京税財政研究センター
会　報
第80号

2013. 1. 1 発行
発行人　永　沢　　晃
東京都新宿区百人町1－16－18
センチュリービル2F
TEL　03（3360）3871
FAX　03（3360）3870
E-mail　tzzkc@nifty.com

厳しい情勢、税務調査の変化の中で、一層の研鑽を！

理事長　永沢　晃
役員一同

「会員の皆様には2013年の年明けを穏やかに迎えられたこととお喜び申し上げます」と新年のご挨拶を行いたいところですが、私たちを取りまく2013年の政治経済情勢はこれまでにも増して一段と厳しいものになりそうです。

消費税増税、原発再稼動、TPP交渉参加、改憲の動き等々について国民・納税者の多数は「反対」を表明していたように思います。しかし、年末総選挙の結果は消費増税推進、原発再稼動推進、憲法9条改憲派が衆議院の圧倒的多数を占めるものとなってしまいました。国民の声がこれほど政治や国会に反映されないことに少しジレンマを感じますが、こうした現実をきちんと受け止め「次善の行動」を準備しなければと思っています。

昨年は多くの会員の力を結集し「改正」国税通則法の解釈やその活用等々について研究を深め、その成果を小冊子にまとめるとともに全国各地で講演活動などを積極的に行ってきました。こうした活動は1月1日から実地された「国税の調査」について、納税者の権利を守るためにどう対応すべきかについて一定の方向性を示すことができたのではないかと思っています。これから税務調査が進むにつれさまざまな問題が出てくるものと思いますが、研究センターとして一層の研鑽を深めなければならないと思います。

第四八回公開講座

「改正通則法施行―国税庁の通則法解釈を読み解く・平成二四年分確定申告のポイント」

日　時・二〇一三年二月七日（木）一三時～一七時
会　場・東京税理士会館二F会議室
テーマ・平成二四年分確定申告―ここがポイント
・通則法本格実施の前に浮上した問題点と課題
・消費税増税前　実務上の注意点
・平成二五年税制改正の動向

いよいよ通則法の本格実施。パンフレット、通達、運営指針、FAQなど国税庁の解釈、見解などが出そろいました。これらすべてを読みとおした上で整合性への疑問、問題点が見えてきました。これらを整理し、分析して課税庁への質問、意見をまとめます。

お申し込み／〇三－三三六〇－三八七一　東京税財政研究センター
参加費／五、〇〇〇円（センター会員　三、〇〇〇円）

センター活動日誌

9 月 09 日　神奈川土建
9 月 12 日　千葉民商
9 月 16 日　神奈川建設労連
9 月 16 日　青森県保険医協会
9 月 18 日　東京土建本部
9 月 24 日　東京土建世田谷支部
9 月 25 日　東京土建武蔵野支部
9 月 26 日　愛知県保険医協会
9 月 28 日　京都府商連
9 月 30 日　太田商工会
9 月 26 日　飯田民商
10 月 01 日　木内事務所
10 月 05 日　日向民商
10 月 06 日　宮崎民商
10 月 06 日　千葉県南民商
10 月 13 日　埼玉県朝鮮商工会
10 月 19 日　神奈川税経新人会
10 月 23 日　林伴美事務所
10 月 24 日　愛知税制研究所
10 月 24 日　市原民商
10 月 28 日　埼玉県商連
11 月 04 日　埼玉土建
11 月 06 日　関信会朝霞支部
11 月 09 日　三重県建設労働組合
11 月 10 日　税経新人会西Ｂシンポジウム
11 月 11 日　京都府保険医協会
11 月 15 日　埼玉土建
11 月 16 日　北海道税経新人会
11 月 18 日　埼商連婦人協
11 月 17 日　税経新人会東Ｂシンポジウム
11 月 18 日　横浜西区革新懇
11 月 20 日　神奈川県保険医協会湘南支部
11 月 20 日　徳島県建設労働組合
11 月 23 日　岩手県保険医協会
11 月 26 日　神奈川県商連
11 月 26 日　第２回三役会議
11 月 27 日　船橋民商
11 月 19 日付　全商工新聞
12 月 21 日　第３回理事会

ホームページ情報

http://touzeiken.net/

１１月２日更新しました。
第４７回公開講座詳報、第１９回通常総会、滞納対策手引書「差押え」の宣伝など閲覧できます。

★ご意見、投稿は
center@touzeiken.net

（熱海市初島の荒磯）

ザ・コラム

安倍政権の誕生となった。「日本を取り戻す」とブチ上げていた安倍氏の発言から、この政権の今後を予想しよう▼デフレ脱却のため、インフレを引き起こす金融政策をとるという。お金を増刷するだけの話である。物価が上がると労働組合が賃上げを要求し一年遅れで賃金が追いつく。下請業者の単価引上げ要求に、大手が応じる。この流れが起きれば遅まきながら経済が動く可能性はある。インフレ政策は、インフレ上昇率と同率か、それ以上の賃金引上げや下請単価引上げが同時並行的に、かつ日本全土で実施されることが前提になる▼賃金や下請単価が上がらずに物価があがれば、生活防衛上、買い控えに走るのは当然で、国内消費は一層冷え込む。ところが経済界は定昇にも応じない方針を打ち出し、下請単価の引下げ圧力もすさまじい。加えて、消費税の増税である▼安倍氏が「逆賃金統制令」「下請単価引上法」「消費税増税凍結」をやるというなら見どころありだが、どうみてもその器はないので安倍インフレ政策は早晩確実に破たんする▼内閣支持率が一気に低下するので、改憲と対外強硬路線をやけ気味に展開するだろう。「日本を取り潰す」もっとも危険な終末が目に見えている。

（Ｔ・Ｏ）

総選挙後の税制改正の動向をみる

◆民意の薄い圧勝、小選挙区制に起因

周知のように、昨年12月16日に行われた総選挙では自民党が圧勝した。圧勝といっても、「民意の薄い圧勝」（東京新聞）といわれる。戦後最低の投票率の中で自民党は衆議院の定数480の60％を超す294議席を獲得した。しかし、この数字は自民党の“実力”によるものであろうか。投票した人のうち自民党の得票率は、小選挙区で43.01％、比例代表では27.62％であり、選挙区でも比例代表でも自民党は民意を得ていない。

今回の総選挙の最大の争点は民・自・公の三党合意による「社会保障と税の一体改革」による消費税増税にあったはずが、12の政党が乱立する中で、民主党の失政が反動的に自民党に集中したという結果になった。その選挙区で1人の議員を選ぶという小選挙区制の下で大量の“死に票”を出す選挙制度そのものに原因があるのではなかろうか。自民党は“圧勝”などといわず、この現実をしっかりと受け止めるべきである。

その自民党は、選挙後早々に、国会で首班指名も受けないうちから、“組閣活動”を行い、おごりの姿勢を取り、12月19日には来年度の税制改正は自民党税制調査会の主導の下で行うことを決定した。民主党政権時代に関係閣僚らで構成した政府税制調査会を廃止し、有識者による中長期的な税制課題を話し合う諮問機関に戻す方針を固めた。

◆税制改正は与党税調が主導

来年度税制改正は、この1月中には与党税制大綱を決め、3月上旬には法案上程を考えている。消費税率を2014年4月に8％、2015年10月に10％に引き上げる消費税増税を決定した先の国会では「社会保障と税の一体改革」素案に盛られていた所得税の最高税率見直しと相続税の基礎控除引き下げが、「三党合意」による修正案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」（税制抜本改革法）により見送りになった。（当初案の「消費税法等」から「等」を削除して消費税法そのものに特化させた）今後の税制改正ではこれら見送りになった事項が復活されると考えられる。また、消費税増税にはいわゆる「低所得者対策」として給付付税額控除や食料品非課税の複数税率導入などが議論されるであろう。当面は三党合意による「簡易な給付措置」により、低所得者に一定基準を設けて直接に現金給付が行われるのではないか。本格的な給付付税額控除を導入するには国民一人一人の所得を把握する「番号制」が必要であり、先の国会に提出された「マイナンバー法」はその準備であり、この法案は審議もされていないのに衆議院で“審議中”という「お預け状態」になっていたが、衆議院の解散により廃案となった。この番号制は文字通り国民全員に社会保障と税に「共通番号」を付番し、国家が国民を一元管理する「国民総背番号制」につながるものである。給付付税額控除が議論されると、この問題も浮上しかねない。

◆どうなる納税者権利憲章

また、納税者権利憲章の扱いはどうなるのであろうか。一時は国税通則法改正時に国税通則法の題名まで変え、不十分ながら憲章導入の動きがあったが「この成案を目指して自公両党の税調との間で党税調としても努力をしてきたところでありますが、やはりこの「権利」という言葉が哲学として相手方と相容れない中にあって…憲章については断腸の思いではありますが、今回は見送ることとしたものであります」（当時の中野寛成民主党税制調査会会長代行）という経緯の中で、その自公政権に、納税者権利憲章の制定を働きかけること自体が難題であるのは明らかである。

（文責　飯島）

センター会員の皆さん。「差押え、実践・滞納処分の対処法」、ご購入されましたか？まだの方は、以下のPRもご参照いただき、この機会にぜひ一冊お求めください（お申込みは「東京合同事務所」の大野、飯島まで）。この本の特徴点として、三つのことが書かれています。

一つは、分納の求め方、差押え処分への対処など、滞納処分と徴収手続きについて納税者の視点で解説し、その具体的な対処法を示していること。

二つ目は、行き過ぎと思える強権的な滞納処分が強められている中、あるべき徴収制度・徴収行政とは何かを問いかけ、提起していること。

三つ目は、徴税機関に認められている強権力は、生存権・財産権との衡量においておのずと限界があり、早急な適正手続制定を提起し、その具体的内容について大胆に踏み込んでいること。

例えば、一つ目の特徴点、すなわち「滞納処分の手引書」という観点からいうと、本書は、「読み切る本」というより、いざという時のために事務所に一冊という本です。現に、担当官との電話や面接のやり取りの中で、「本書記載のページを示しつつ、分納の折衝をしたら担当官の理解を得られた」といった例も。このように実務で活かせる本です。

特徴点の二つ目、三つ目でいうと、本書出版に当たって、ご存知、山本守之・湖東京至両税理士、宇都宮健児弁護士、ジャーナリストの江川紹子・大谷昭宏両氏、作家の早乙女勝元氏など多彩な著名人から推薦をいただきました。このことは、消費税率が倍増されようとする中、滞納処分の在り方と滞納者の権利問題についての関心の高さが示されたものです。そうした視点から、でき得るならば読み切っていただきたい本でもあります。

（文責・角谷）

新入会員紹介

※ 会　員

◦古村佳代子
住　所　国分寺市東戸倉 1-8-61
TEL/042-406-1967　FAX/042-406-1967

◦平山　正嘉
住　所　所沢市三ヶ島 3-1343-4
TEL/042-948-1627　FAX/042-948-1627

◦洞口　直美
住　所　千葉市若葉区西都賀 5-14-5
TEL/043-251-4623
以上 3 名の事務所
住　所　新宿区百人町 2-20-2-403
TEL/03-3367-6361　FAX/03-3367-6342

◦小高　健裕
住　所　習志野市藤崎 6-10-3
TEL/047-477-8104
事務所　船橋市前原西 2-14-1-903
TEL/047-479-6520　FAX/047-409-8149

※ 賛助会員

◦ 堀口　悦雄
住　所　葛飾区堀切 2-16-7-404
TEL/03-3697-4243　FAX/03-3697-4243
事務所　中央区新富町 2-4-67-ﾍﾞｲﾝ三井ビル

◦ 大木進次郎
住　所　市川市南八幡 2-6-2
TEL/047-378-2001　FAX/047-378-2001
事務所　台東区浅草 2-20-6
TONG 童ビル 7 階（税）カデンツ

高まる関心、第 47 回公開講座に 108 名

第 47 回公開講座は 10 月 9 日（火）午後 1 時から東京税理士会館で開催されました。当日は 108 名の参加者で、変わらない通則法改正への関心の高さを示しました。

今回は、「改正」国税通則法の理解を深める立場から基本的問題を提起した後、初めて質疑応答形式による講座になりました。

「電磁記録の提示、提出、留め置きはどうなるのか」

「憲法 13,31,35 条との関係はどう見るのか」

「なぜ強制できないか、憲法があるからでは」

「事前通知は調査の限界を決めたと言うが、非違があれば拡大するのか」

など質問が相次ぎ、センター講師団との真剣なやり取りが交わされました。

2 つ目の課題は「平成 24 年度事務運営にあたり特に留意すべき事項」について、とりわけ個人、法人部門の調査事務の運営について情報公開資料を用いて解説しました。

3 つ目のテーマはセンター発行の元トッカンが納税者の視点で著した滞納対策手引書「差押え」の意義と解説、宣伝について報告しました。なお、公開講座の詳細はホームページで。

第４８回
公開講座　申込書

2013年　月　日

第48回公開講座に参加します。

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税理士登録(○印を)　東　千　東地　関　他（　　）

税理士登録番号 ＿＿＿＿＿＿

＊会員の場合前回参加者は記入の省略も可

関係者・他　　名 →

＊出席者に税理士がおいでの場合以下をご記入ください

税理士氏名＿＿＿＿＿＿　登録番号　（　　）

参加者合計　　名

税理士氏名＿＿＿＿＿＿　登録番号　（　　）

税理士氏名＿＿＿＿＿＿　登録番号　（　　）

＊（　）には登録税理士会をご記入ください。

事務所・団体等の名称等　　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者 ＿＿＿＿＿＿

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL　＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

FAX　＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・申込先FAX・03-3906-8848・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（税理士法人・本川綜合事務所）

＜質問等がございましたらご記入ください＞